

ご利用ください

復旧支援制度

この度の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆さんに、主な復旧支援制度を紹介します。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

住宅等災害復旧資金利子補給金

被災した方が住宅を改築、改修するためのローンに対する利子補給を実施します。

対象者／次のいずれにも該当する世帯主

●市内に住民登録し、かつ市内に居住し、住宅のり災証明書を交付された方

●被災者、またはその世帯員が金融機関から住宅等災害復旧にかかる資金を借り入れている方

借入額／500万円(上限)

利子補給額…年利3%に相当する額(限度額)

※原則として年2回

補給期間／最大7年間

指定金融機関／市の指定金融機関、収納代理金融機関および住宅金融支援機構

☎ 建築指導課建築係(☎内線2488)

住宅金融支援機構 災害復興住宅融資制度

被災住宅を復旧するための資金の融資を利用できます。

対象者／災害により被害が生じた住宅の所有者で、り災証明書を交付された方

※詳しくは、住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/index.html>)をご覧ください。

☎ 住宅金融支援機構(☎0120-086-353)

母子寡婦福祉資金

対象者／母子家庭の母、寡婦

内容／災害で復旧に必要な住宅の建設、または購入・補修・保全・改築・増築への貸し付け

貸付金額／200万円以内

貸付利率／保証人あり…無利子、保証人なし…年1.5%

償還期間／最大7年間

☎ 県南県民センター(☎822-7217)

こども福祉課保育係(☎内線2418)

茨城県社会福祉協議会 生活福祉資金貸付制度

災害を受けたことで、臨時に必要となる経費を貸し付けます。

対象者／低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

貸付限度額／250万円(住宅の補修など)、150万円(臨時に必要となる経費)

返済期限／いずれも7年

※詳しくは、お問い合わせください。

☎ 土浦市社会福祉協議会(☎821-5995)

農林漁業セーフティネット資金

被災を受けられた農林漁業者に、経営を安定・維持するための資金を貸し付けます。

対象者／認定農業者など

☎ 日本政策金融機関(☎0120-154-505)

東北地方太平洋沖地震特別対策融資

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業の皆さんへ、災害復旧や経営安定化のための融資制度を実施します。

対象者／次のいずれかに該当する県内に事業所がある中小企業者など

●り災証明を交付された方

●この震災の影響で地震発生後1か月当りの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少している方(見込みを含む)

※詳しくは、県産業政策課ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shosei/shosei.htm>)をご覧ください。

☎ 県産業政策課金融グループ(☎029-301-3530)

下水道受益者負担金の猶予

災害で負担金を納付することが困難と認められたときは、徴収を猶予することができます。

☎ 下水道課管理係(☎内線2250)

◎災害により被害を受けたことを証明するには、り災証明書が必要です。

り災証明書の交付

とき／午前9時～午後4時

ところ／土浦市役所課税課(本庁舎1階)

持参するもの／被災の証明になるもの(写真など)

☎ 課税課(☎826-1111 内線2260)